



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *4 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則の一部を
改正する規則 (循環型社会推進課) 1

○ 告示

- 169 地籍調査の成果の認証 (地域政策課) 2
 170 " (") 2
 171 " (") 3
 172 " (") 3
 173 " (") 3
 174 " (") 4
 175 生活保護法による施術機関の指定 (福祉保健総務課) 4
 176 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退 (障害福祉課) 4
 177 " (") 5
 178 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (") 5
 179 " (") 5
 180 " (") 5
 181 救急病院の申出の撤回 (医務課) 6
 182 救急病院の認定 (") 6
 183 " (") 6
 184 木材業者等の登録の変更 (林業振興課) 6
 185 和歌山都市計画道路事業の事業計画の変更 (道路建設課) 6
 186 那智勝浦古座川線(仮称中崎トンネル)道路改良工事に係る一般競争入札に参加する者
に必要資格等 (") 7
 187 南海橋本林間田園都市・あやの台二丁目第三地区建築協定の認可 (建築住宅課) 9

○ 人事委員会告示

- 1 平成25年度和歌山県職員採用試験実施計画 10

○ 公告

- 入札公告 (道路建設課) 11
 和歌山県和歌川河川公園の指定管理者の指定 (河川課) 16
 入札公告 (総務事務集中課) 16

○ 監査公表

- 監査公表第4号 19

規 則

和歌山県規則第4号

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則（平成20年和歌山県規則第73号）の一部を次のように改正する。

第21条第5項中「第5条第4項第2号」を「第6条第4項第2号」に改める。

第26条の見出し中「身分証明書」を「証明書」に改める。

別記第19号様式中「身分証明書」を「証明書」に改める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第169号

和歌山県岩出市西野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県岩出市
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成24年11月1日まで
- 3 成果の名称
和歌山県岩出市西野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県岩出市西野の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年2月4日

和歌山県告示第170号

和歌山県岩出市野上野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県岩出市
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成24年11月2日まで
- 3 成果の名称
和歌山県岩出市野上野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県岩出市野上野の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年2月4日

和歌山県告示第171号

和歌山県岩出市曾屋地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県岩出市
- 2 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成24年11月2日まで
- 3 成果の名称
和歌山県岩出市曾屋地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県岩出市曾屋地区
- 5 認証年月日
平成25年2月4日

和歌山県告示第172号

和歌山県新宮市三輪崎・佐野の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県新宮市
- 2 調査を行った時期
平成22年5月27日から平成24年3月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県新宮市三輪崎・佐野の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県新宮市三輪崎・佐野の各一部地区
- 5 認証年月日
平成25年2月4日

和歌山県告示第173号

和歌山県和歌山市園部の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成25年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成22年5月25日から平成24年2月20日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市園部の一部地区の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市園部の一部地区
- 5 認証年月日
平成25年2月4日

和歌山県告示第174号

和歌山県和歌山市直川・六十谷の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。
平成25年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
平成22年5月25日から平成24年2月15日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市直川・六十谷の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市直川・六十谷の各一部地区
- 5 認証年月日
平成25年2月4日

和歌山県告示第175号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。
平成25年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
日柔 21-25	清水ゆかり	叶鍼灸整骨院	日高郡美浜町田井228-3	平成 25. 1. 11

和歌山県告示第176号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の辞退があったので、同法第69条第3号の規定に基づき次のとおり公示する。
平成25年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	辞 退 年 月 日
松園胃腸科・内科	橋本市東家4丁目12-6	松園泰彦	平成 25. 1. 4
医療法人岡田整形外科	橋本市市脇1丁目45-2	岡田正	平成 25. 1. 7

和歌山県告示第177号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の辞退があったので、同法第69条第3号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成25年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	辞 退 年月日
中山内科胃腸科	和歌山市屋形町2-7 西川ビル1F	中山恒夫	平成 25. 1. 22

和歌山県告示第178号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成25年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定訪問看護事業者等

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
社会福祉法人和歌山つくし会	和歌山市吉礼字八ツ井486-1	訪問看護ステーションつくしの里	平成 25. 2. 1

和歌山県告示第179号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成25年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
株式会社第一薬局和佐	和歌山市岩橋871-1	児玉直紀	平成 25. 2. 1

和歌山県告示第180号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成25年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日

さくらの薬局

西牟婁郡上富田町市ノ瀬2504-57

廣井淳二

平成
25. 2. 1**和歌山県告示第181号**

次の病院について、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成25年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 医療法人堀口整形外科病院
- 2 所在地 和歌山市本町五丁目35番地
- 3 失効日 平成25年1月31日

和歌山県告示第182号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成25年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 医療法人やすだ 堀口記念病院
- 2 所在地 和歌山市湊本町三丁目4番地-1
- 3 有効期限 平成28年2月1日

和歌山県告示第183号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成25年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 医療法人共栄会 名手病院
- 2 所在地 紀の川市名手市場294番地1
- 3 有効期限 平成28年2月13日

和歌山県告示第184号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第4条第1号に掲げる事項の変更について次のとおり届出があった。

平成25年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録者の 氏名又は名称	変更事項	新	旧	変更 年月日
株式会社奥平林業	名称及び代表者の氏名	株式会社奥平林業 代表取締役 奥平利夫	奥平林業 奥平利夫	平成 25. 1. 24

和歌山県告示第185号

和歌山都市計画道路事業の事業計画の変更については、平成25年1月30日付け国近整計管和都業第3-1号で認可されたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成25年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画事業の種類及び名称
和歌山都市計画道路事業 3・3・9号西脇山口線（六十谷）
- 2 施行者の名称 和歌山県
- 3 事務所の所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地
- 4 事業地の所在 別添図書のとおり
（「別添図書」は、省略し、その図書を和歌山県県土整備部道路局道路建設課及び海草振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第186号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、那智勝浦古座川線（仮称中崎トンネル）道路改良工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定めたので告示する。

平成25年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 工事名等
 - (1) 工事年度及び工事番号 平成25年度 県債道改交金 第140号
 - (2) 工事名 那智勝浦古座川線（仮称中崎トンネル）道路改良工事
- 2 入札参加資格審査申請書類及びその配布方法
 - (1) この一般競争入札の入札参加資格の確認申請に必要な書類は、入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「申請書類」という。）とする（詳細は入札説明書による。）。
 - (2) 配布場所及び期間等
 - ア 場所
和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部道路局道路建設課（県庁南別館9階）
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-3092（直通）
 - イ 期間
平成25年2月15日（金）から同年4月1日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）
 - ウ 条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成19年11月13日施行）若しくは和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成20年12月26日施行）に基づき土木工事業の資格の認定を受けている者で、和歌山県公共工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）に利用者登録を行っている者は、和歌山県公共工事等入札情報システム（以下「入札情報システム」という。）よりダウンロードすることができる。
 - (ア) 入札情報システム
<https://www.calsism.pref.wakayama.lg.jp/>
 - (イ) ダウンロード可能期間
平成25年2月15日（金）から同年4月1日（月）までの入札情報システム利用可能時間
 - (ウ) 入札情報システム利用可能時間
システム停止時間を除く終日（システム停止時間：午前3時から午前5時まで。ただし、メンテ

ナンス等によりこれ以外の時間に停止することがある。）

3 入札参加資格確認申請書類の受付期間及び受付場所

平成25年2月18日（月）から同月27日（水）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）に、2（2）アの場所で受け付ける。ただし、平成25年2月27日（水）は、午後2時までとする。提出は、提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

4 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

5 入札参加者に必要な資格

この一般競争入札に参加できる者は、次の要件を全て満たしている共同企業体とする。

なお、共同企業体の各構成員は、2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(1) 共同企業体の構成員は次のアからサまでに掲げる要件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者にあつては、更生計画の認可がなされていない者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者にあつては、再生計画の認可がなされていない者でないこと。

ウ 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者でないこと。

エ 申請書類において、重要な事項について虚偽の記載をした者又は重要な事項について記載しなかった者でないこと。

オ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けている者であること。

カ 建設業法第28条第3項又は第5項に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。

キ 建設業法に基づく土木工事業の特定建設業の許可を受けた者であること。

ク 土木一式工事の監理技術者が5名以上在籍すること。

ケ 和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）に基づく入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。

コ 和歌山県建設工事等暴力団排除対策措置要綱（昭和62年12月21日制定）に基づく入札参加除外を受けていない者であること。

サ 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。

(2) 一共同企業体の構成員数は、2者であること。

(3) 一構成員当たりの出資比率は、30%以上であること。

(4) 共同企業体の経営形態は、共同施工方式であること。

(5) 共同企業体の代表者となる者は、次のア、イ及びウに掲げる要件を満たしていること。また、構成員の中で最大の施工能力を有する者で、出資比率は、構成員の中で最大であること。

ア 建設業法第27条の23第2項の規定による土木一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値（以下「総合評定値」という。）が1,000点以上であること。ただし、本件工事の入札参加資格確認申請の日において有効かつ最新の通知書によること。

イ 平成9年4月1日から申請書類を提出した日までに元請として工事目的物が完成し、引渡し完了した、NATMによるトンネル工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ウ 次の条件を満たす専任の監理技術者を配置できる者であること。

（ア）1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

あ 1級建設機械施工技士の資格を有する者

い 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門

(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。))の資格を有する者

う これらと同等以上の資格を有すると国土交通大臣が認定した者

(イ) 平成9年4月1日から申請書類を提出した日までに元請として工事目的物が完成し、引渡しが完了した、NATMによるトンネル工事の主任技術者、監理技術者又は現場代理人としての施工経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

(ウ) 土木一式工事の監理技術者資格者証を有する者であること。

(エ) 申請書類の提出日において継続して3か月以上の直接かつ恒常的雇用関係(所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用及び権利構成)が存在すること。)にあること。

(6) 共同企業体の代表者以外の構成員は、建設業法第27条の23第2項の規定による土木一式工事に係る総合評定値が850点以上であること。ただし、本件工事の入札参加資格確認申請の日において有効かつ最新の通知書によること。

(7) 共同企業体の代表者以外の構成員は、国家資格を有する主任技術者を専任で配置できる者であること。なお、申請書類の提出日において継続して3か月以上の直接かつ恒常的雇用関係(所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用及び権利構成)が存在すること。)にあること。

(8) (5)イの施工実績及び(5)ウの配置予定の技術者の工事の施工経験は、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種の工事の施工実績及び施工経験を有するものであること。

(9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

6 入札参加資格審査申請書類に関する問合せ先

2 (2) アに同じ。

7 資格確認の結果通知

入札参加資格の確認結果は、入札参加資格確認結果通知書により平成25年3月7日(木)までに通知する。

8 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成25年3月8日(金)から同月14日(木)までの休日を除く日の午前9時から午後5時までの間(正午から午後1時までの間を除く。)に書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参により2(2)アに掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成25年3月19日(火)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

和歌山県告示第187号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第73条第1項の規定により、南海橋本林間田園都市・あやの台二丁目第三地区建築協定を平成25年2月7日に認可したので、同条第2項の規定により公告する。

なお、建築協定書及び関係図書は、橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年2月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第1号

平成25年度和歌山県職員採用試験実施計画を次のとおり定める。

平成25年2月15日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

1 試験日程

試験名		試験案内・申込書の配布開始	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	第3次試験日
I 種 (大学卒業程度) (資格免許職を含む。)		平成25年4月23日 予定	平成25年5月13日～ 平成25年5月31日	平成25年6月30日	平成25年7月下旬 ～8月下旬	
III 種 (高校卒業程度)		平成25年7月9日 予定	平成25年8月12日～ 平成25年8月30日	平成25年9月29日	平成25年10月中旬 ～下旬	
資格免許職 (III種と同日実施)						
第1回 警察官 A	男性	平成25年3月5日 予定	平成25年3月18日～ 平成25年4月12日	平成25年5月12日	平成25年6月中旬	平成25年 7月中旬
	女性					
第2回 警察官 A	男性	平成25年7月9日 予定	平成25年7月29日～ 平成25年8月23日	平成25年9月22日	平成25年10月下旬	平成25年 11月下旬
	女性					
警察官 B	男性					
	女性					
第1回育休任期付		平成25年6月7日 予定	平成25年6月13日～ 平成25年7月3日	平成25年7月28日	平成25年8月中旬	
第2回育休任期付		平成25年12月13日 予定	平成25年12月24日～ 平成26年1月10日	平成26年1月26日	平成26年2月中旬	

2 受験資格

試験名	受験資格	
I 種	次のア又はイの要件を満たす人 ア 昭和53年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人 イ 平成4年4月2日以降に生まれた人で、大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成26年3月末日までに卒業見込みの人	
III 種	平成元年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人（大学（短期大学を除く。）における在学期間が2年を超える人を除く。）	
資格免許職	昭和49年4月2日以降に生まれた人	
警察官 A	男性	昭和56年4月2日以降に生まれた人で、大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成26年3月末日までに卒業見込みの人
	女性	
警察官 B	男性	昭和56年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人で、上記「警察官A」の受験資格に該当しない人
	女性	

3 試験地

試験名	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験 等
I 種 (資格免許職を含む。)	和歌山市、田辺市	和歌山市
III 種	和歌山市、田辺市、新宮市	和歌山市

資格免許職 (Ⅲ種と同日実施)			
警察官 A	男性	和歌山市、田辺市	和歌山市 (第2次試験及び第3次試験)
	女性		
警察官 B	男性		
	女性		
育休任期付		和歌山市	和歌山市

4 その他

- (1) 試験区分、採用予定人員、受験資格等の詳細については、各試験ごとに要綱を定める。
なお、この計画は、都合により変更する場合がある。
- (2) 育休任期付職員採用試験の第1次試験については、募集する試験区分により、和歌山市のほか、田辺市又は新宮市で試験を実施する場合がある。
- (3) この計画に定める試験以外の試験（身体障害者を対象とした職員採用選考試験等）については、実施の有無を含め未定である。

公 告

入札公告

那智勝浦古座川線（仮称中崎トンネル）道路改良工事について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

なお、この公告は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける。

平成25年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事年度及び工事番号 平成25年度 県債道改交金 第140号
- (2) 工事名 那智勝浦古座川線（仮称中崎トンネル）道路改良工事
- (3) 工事場所 東牟婁郡古座川町山手～中崎地内
- (4) 工事概要 延長1,181.1m 幅員5.5 (6.5) m
トンネル工 (NATM) L=1,139.0m
C I =852m、D I =202m、DⅢ=85m
補助工法
注入式フォアポーリング L=9m
長尺鋼管フォアパイリング L=27m
- (5) 工期 平成27年9月30日まで
- (6) 予定価格 事後公表
- (7) 調査基準価格 事後公表
- (8) 本工事は、契約締結後に施工方法等コスト縮減となる提案を受け付ける契約後VE方式工事である。
- (9) 本工事は、和歌山県工事連絡調整会議実施要領（平成21年11月4日制定）に規定する和歌山県工事連絡調整会議の対象工事である。
- (10) 本工事は、和歌山県建設工事総合評価落札方式実施要綱（平成20年6月1日制定。以下「総合評価落札方式実施要綱」という。）による総合評価の対象工事である。
- (11) 本工事は、低入札価格調査実施要領（平成16年6月15日制定。以下「低入札要領」という。）による低入札価格調査の対象工事である。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成25年和歌山県告示第186号に規定する那智勝浦古座川線（仮称中崎トンネル）道路改良工事に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 入札手続等

(1) 入札契約事務担当課

〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県県土整備部道路局道路建設課（県庁南別館9階）
電話番号 073-441-3092（直通）

(2) 入札説明書等の交付及び閲覧場所、期間及び方法等

ア 場所

(1) に同じ。

イ 期間

平成25年2月15日（金）から同年4月1日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）

ウ 方法

入札説明書、技術提案作成要領及び契約書案を上記の期間、上記の場所において交付する。また、設計図書を上記の期間、上記の場所においてCD-Rメディアにより閲覧させる（CD-Rから閲覧機器へのデータコピーを可とする。閲覧のためのノートパソコン等の機器は持参すること。）。

エ 条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成19年11月13日施行）又は和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成20年12月26日施行）に基づき土木工事業の資格の認定を受けている者で、和歌山県公共工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）に利用者登録を行っている者（以下「電子入札システム利用可能者」という。）は、和歌山県公共工事等入札情報システム（以下「入札情報システム」という。）より、入札説明書、技術提案作成要領、契約書案及び設計図書をダウンロードすることができる。

(ア) 入札情報システム

<https://www.calsism.pref.wakayama.lg.jp/>

(イ) ダウンロード可能期間

平成25年2月15日（金）から同年4月1日（月）までの入札情報システム利用可能時間

(ウ) 入札情報システム利用可能時間

システム停止時間を除く終日（システム停止時間：午前3時から午前5時まで。ただし、メンテナンス等によりこれ以外の時間に停止することがある。）

(3) 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出場所、期間及び提出方法

ア 場所

(1) に同じ。

イ 期間

平成25年2月18日（月）から同月27日（水）までの休日を除く日の午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間を除く。）。ただし、平成25年2月27日（水）は、午後2時までとする。

ウ 方法

持参すること。

(4) 入札書の提出場所、期間及び提出方法

ア 入札書提出期間において電子入札利用可能者である者は、原則として電子入札システムにより、平成25年4月2日（火）から同月4日（木）までの電子入札システム利用可能時間に入札するものとす

る。

(ア) 電子入札システム

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/ebid/index.html>

(イ) 電子入札システム利用可能時間

午前9時から午後5時30分まで (休日及びメンテナンス等に要する時間を除く。)

イ ア以外の者は持参又は郵送の方法により、次の場所及び期間に入札するものとする。

(ア) 場所

(1) に同じ。

(イ) 期間

平成25年4月2日 (火) から同月4日 (木) までの午前9時から午後5時までの間 (正午から午後1時までの間を除く。)

郵便による入札の場合は、一般書留により平成25年4月2日 (火) 午前9時から同月4日 (木) 午後5時までの間に到着すること。

(5) その他提出書類

入札書と併せて工事費内訳書、技術提案を提出すること。また、開札の結果、低入札価格調査の対象となった者は、当該調査に係る書類を提出すること。詳細は入札説明書に記載するところによる。

(6) 開札の場所、開札日及び開札予定時刻

ア 場所 (1) に同じ。

イ 開札日 平成25年4月5日 (金)

ウ 開札予定時刻 午前10時

(7) 開札は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(8) 開札状況の公表日及び公表予定時刻

ア 公表日 平成25年4月8日 (月)

イ 公表予定時刻 午後2時

(9) 落札決定予定について

落札決定予定日 平成25年5月8日 (水)

(10) 入札結果の公表

落札決定の翌日

(11) 公表方法

開札状況及び入札結果の公表は、入札情報システムに掲載するとともに、(1) の場所において閲覧により公表する。

4 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

(ア) この工事の入札に参加しようとする者は、その見積もる入札金額 (消費税法 (昭和63年法律第108号) に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を加えたものをいう。) の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。

(イ) 次に掲げる担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができるものとする。

あ 利付国債又は地方債

い 知事が確実と認める金融機関の保証

(ウ) 次に掲げる場合においては、その一部又は全部を免除する。

あ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合

い 知事が確実と認める金融機関又は公共工事の前払保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)との間に契約保証の予約をした場合

イ 契約保証金

(ア) 契約保証金の額は契約金額の10分の1以上(調査基準価格を下回る価格で契約を締結する場合にあっては10分の3以上)とする。

(イ) 次に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができるものとする。

あ 利付国債又は地方債

い 知事が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証

(ウ) 次に掲げる場合においては、その一部又は全部を免除する。

あ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合

い 保険会社等の工事履行保証証券による保証がある場合

(3) 失格

ア 次のいずれかに該当する者は失格とし、失格となった者は落札者となることができない。

(ア) 入札参加資格がない者

(イ) 所定の時刻までに入札しなかった者

(ウ) 記名押印を欠いた入札書を提出した者(電子入札システムにより行った入札を除く。)

(エ) 金額を訂正した入札書を提出した者(電子入札システムにより行った入札を除く。)

(オ) 誤字又は脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札をした者

(カ) 次に該当する場合の入札参加者

あ 入札保証金等が未納付の場合又は金額が不足している場合

い 4(2)ア(イ)い又は4(2)ア(ウ)に係る書類に不備があると認められる場合

(キ) 同一の入札について2以上の入札をした者

(ク) 工事費内訳書及び技術提案を提出しなかった者

(ケ) 明らかに談合その他不正な行為によって入札をしたと認められる者

(コ) 入札書提出の日から落札決定までにおいて、2に定めるいずれかの要件を満たさない者

(サ) 低入札要領による低入札価格調査において、指定する期限までに調査様式を全く提出しなかった者又は調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた者

(シ) 虚偽の技術提案を提出した者

(ス) 工事費内訳書又は技術提案において、意思表示が不明瞭な入札をした者

(セ) 総合評価落札方式実施要綱による総合評価において、技術提案が適切でないと判断された者

(ソ) 電子入札において、入札説明書に示した失格となる入札をした者

(タ) その他、入札公告及び入札説明書において指示した事項に反して入札をした者

イ アに該当する者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すことができるものとする。

(4) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び技術提案をもって入札し、予定価格の制限の範囲内の価格で有効な入札を行った者のうち、(5)によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、低入札要領に基づく調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い入札者を落札者とする。

イ 調査基準価格を下回る入札を行った者は、提出を求められた日から起算して5日以内(休日を含まない。)に低入札要領に基づく調査様式を提出しなければならない。

ウ 最高評価値入札者が低入札価格調査の対象となる者である場合には、低入札要領により低入札価格調査を行い、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないことを確認の上落札者とする

ものとする。調査実施に係る文書は、別途対象者に交付する。

エ 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて順位を決定し、1位の者を落札者とする。ただし、1位の者が低入札価格調査の対象となる場合は、低入札価格調査を行い、落札者とするものとする。調査の結果契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた場合は、順次、次の順位の者に対し同様の手続を行うものとする。なお、当該入札者がくじ引きに参加できないときは入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。

(5) 総合評価の方法

ア 技術提案の内容に応じ、加算点を加える。加算点の最高点数は50点とする。また、標準点は100点とする。

イ 標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値を評価値とする。

(6) 総合評価の評価項目

ア 工事目的物の性能・機能の向上及び社会要請への対応に関する提案

(ア) 覆工コンクリートの品質向上に資する材料又は打設方法についての提案

(イ) 覆工コンクリートの品質向上に資する養生方法についての提案

(ウ) トンネルのロックボルト工の品質向上についての提案

(エ) 工事による粉じんの低減についての提案

イ 県内のJV構成員

ウ 県産品、リサイクル製品の積極利用

(7) 手続における交渉の有無 無

(8) 契約書作成の要否 要

(9) 議会の議決の要否 要

(10) 支払条件 前払金 有

中間前払金 有

部分払 有

(11) 各会計年度における請負代金の支払限度額

ア 平成25年度 請負代金額の約20%の金額

イ 平成26年度 請負代金額の約45%の金額

ウ 平成27年度 請負代金額の約35%の金額

(12) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(13) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。

(14) 落札決定後、仮契約の日までの期間に、落札者（共同企業体及び共同企業体の構成員全員をいう。

以下同じ。）が、2に定めるいずれかの要件を満たさなくなったときは、仮契約を締結しない。また、仮契約後、本契約の日までの期間に、落札者が、和歌山県建設工事等契約に係る入札参加資格停止等措置要綱（平成16年6月15日制定）別表第2不正行為等に基づく措置基準の第1項から第4項までに該当し、入札参加資格停止となったとき、談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けたとき、条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成19年11月13日施行）における（資格認定）に基づく認定を同基準の（参加資格）の（5）の資格を欠くことにより取り消されたとき又は和歌山県外に主たる営業所を有する建設業者に係る条件付き一般競争入札における和歌山県建設工事入札参加資格審査取扱い基準（平成20年12月26日施行）第6条に基づく資格認定を同基準第2条第1項第5号の資格を欠くことにより取り消されたときは、仮契約を解除する。この場合、和歌山県は落札者に対し、何ら責任を負わないものとする。

(15) 詳細は入札説明書による。

- (1) Subject matter of the contract : Construction work of the Nakazaki Tunnel
- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 2:00 P.M. 27 February 2013
- (3) Time-limit for the submission of tenders by electric bidding system : 5:30 P.M. 4 April 2013 (tenders bring with 5:00 P.M. 4 April 2013 or submitted by mail 5:00 P.M. 4 April 2013)
- (4) Contact point for tender documentation : Road Construction Division, Road Bureau, Prefectural Land Development Department, Wakayama Prefecture Government, Komatsubara-dori 1-1, Wakayama-city, Wakayama 640-8585 TEL 073-441-3092

公 告

和歌山県和歌川河川公園設置及び管理条例（平成9年和歌山県条例第34号）第13条の規定により和歌山県和歌川河川公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 和歌川リバーパークマネジメント
（代表となる団体）
大揚興業株式会社
和歌山県和歌山市新通二丁目10番地の1
（構成員）
和歌川河川公園周辺美化推進協会
和歌山県和歌山市宇須三丁目1番3号
- 2 指定の期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

入 札 公 告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成25年2月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 調達年度及び調達案件番号
平成25年度 調達案件番号20120007387号
 - (2) 調達案件名
和歌山県広報誌「県民の友」印刷
 - (3) 調達物品の名称及び数量
和歌山県広報誌「県民の友」印刷
1式
 - (4) 調達物品の特質等
入札説明書による。
 - (5) 納入期限
入札説明書による。
 - (6) 納入場所
入札説明書による。
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「軽印刷・オフセット印刷」に登載されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

平成25年2月15日（金）から同年3月19日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）

イ 入札日時

平成25年3月27日（水）午前10時00分から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成25年3月26日（火）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、平成25年3月26日（火）午前9時から同月27日（水）午前9時45分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の（1）に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札

価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合（当該入札者が電子入札を行った場合を除く。）には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち合わせるものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がいる場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の（1）に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約の締結における議会の議決の要否

否

(5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : 「Kenmin no Tomo」 Printing ; 1Unit

(2) Time limit for tender : 10:00 a.m. 27 March 2013

(3) Contact point for the notice : Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government, 1-1 Komatsubara-dori, Wakayama City, Japan 640-8585

TEL 073-441-2294

監 査 公 表

和歌山県監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成25年1月10日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成25年2月15日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 足 立 聖 子
 和歌山県監査委員 山 本 茂 博
 和歌山県監査委員 平 木 哲 朗

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日
東牟婁振興局	平成25年1月10日
なぎ看護学校	〃
和歌山県立串本古座高等学校	〃
和歌山県立新宮高等学校	〃
和歌山県立新翔高等学校	〃
和歌山県立みくまの支援学校	〃
串本警察署	〃
新宮警察署	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 東牟婁振興局地域振興部

(ア) 郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、平成24年4月1日付けで施行された改正後の和歌山県物品管理等事務規程（昭和36年和歌山県訓令第20号）に基づき、適正に処理されたい。

(イ) 超過勤務手当について、休憩時間数及び勤務時間の区分誤りによる過支給があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 簡易公開調達制度による物品運搬単価契約において、支出予定総額を設定していなかったため、適正に処理されたい。

イ 東牟婁振興局健康福祉部

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成23年度末で約715万円となっており、前年度末に比し約35万円増加している。

今後も、文書による督促に加え、電話による催告、自宅訪問による納付指導など、適切な債権管理に努められたい。

また、被保護者の資産状況を精査し、収入の把握に努めるなど、新規未収金の発生防止に努められたい。

(イ) 生活保護費返還金について、和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第34条第1項に定める督促状を発付していなかったため、適正に処理されたい。

(ウ) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成23年度末で約363万円となっており、前年度末に比し約102万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止のために、貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、適時に連帯保証人や連帯借受人等を交えた協議の場を持つなど、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(エ) 保健所で実施する細菌培養同定検査については、区分によって料金単価が異なるが、使用料通知票で適用する料金単価の根拠が確認できないものがあつたため、適正に処理されたい。

(オ) 振興局地域振興部から手交された郵便切手について、郵便切手類使用簿に発送先等を記入することなく使用していたため、適正に処理されたい。

ウ 東牟婁振興局健康福祉部申本支所

(ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成23年度末で約561万円となっており、前年度末に比し約9万円減少している。

督促状が、和歌山県財務規則第34条第1項に定める期限内に発付されていないものがあつたため、注意するとともに、電話による催告、自宅訪問による納付指導など、適切な債権管理に努められたい。

今後も、被保護者の資産状況を精査し、収入の把握に努めるなど、新規未収金の発生防止に努められたい。

(イ) 生活保護費返還金について、分割納入を承認した事例において、分割した金額ごとの納期限を設定していない事例があつた。

また、履行の延期を承認した生活保護費返還金の調定において、承認した納期限どおりに期限を設定していない事例があつたため、適正に処理されたい。

(ウ) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成23年度末で約106万円となっており、前年度末に比し約25万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のために、貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、適時に連帯保証人や連帯借受人等を交えた協議の場を持つなど、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(エ) 保健所で実施する細菌培養同定検査については、区分によって料金単価が異なるが、使用料通知票で適用する料金単価の根拠が確認できないものがあつたため、適正に処理されたい。

(オ) 超過勤務手当について、週38時間45分の勤務時間を超えているにもかかわらず、25/100の手当を支給していない事例があつたため、適正に処理されたい。

(カ) 敷地内の電柱には通信ケーブル、電話柱には電線が共架されているが、行政財産の目的外使用許可手続がなされていないものがあるため、適正に処理されたい。

エ 東牟婁振興局申本建設部

(ア) 土木使用料(公営住宅)の収入未済額は、平成23年度末で約69万円となっており、前年度末に比し、約1万円増加している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 旅行命令において、不適切な直行での出張を承認したため旅費が過払いとなっていた事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 台帳扱い物品に係る物品調達台帳について、課長決裁がなされていないものがあったので、適正に処理されたい。

オ 東牟婁振興局新宮建設部

(ア) 土木使用料(公営住宅)の収入未済額は、平成23年度末で約393万円となっており、前年度末に比し、約9万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 工事請負契約の違約金の収入未済額は、平成23年度末で約38万円となっているので、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 船舶引揚の代執行に係る収入未済額は、平成23年度末で14万円となっており、前年度末に比し、4万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(エ) 平成24年度の漁港施設使用料について、平成23年度末に誤って納入の通知を行い、平成23年度に使用料が納付された事例があったので、今後このようなことのないよう適正に処理されたい。

(オ) 委託料に係る支出負担行為の決裁が、振興局地域振興部会計主幹に合議されていない事例があったので、適正に処理されたい。

(カ) 集中調達物品の消耗品で、納品書に受付印及び個人印を押印していないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(キ) 使用料及び賃借料に係る支出票において、履行確認を行っていない事例があったので、適正に処理されたい。

(ク) 消耗品費の支出において、代表者の職氏名が記載されていない請求書に基づき支出命令を行っていた事例があったので、適正に処理されたい。

カ なぎ看護学校

郵便切手類使用簿において、複数人による四半期ごとの現物確認がなされていないので、平成24年4月1日付けで施行された改正後の和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理されたい。

キ 和歌山県立串本古座高等学校

学校敷地内の電柱に通信ケーブルが共架されているが、行政財産の目的外使用許可手続がなされていないので、適正に処理されたい。

ク 和歌山県立新宮高等学校

(ア) 旅費の一部が主催者から支給される出張について、残額を支給していないものがあったので、適正に処理されたい。

(イ) 証紙売りさばき代金について、収納状況一覧表(事後調定)による決裁手続がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 毒物及び劇物等の薬品の保管について、薬品保管管理簿が完備されていないので、平成10年9月25日付け総第327号総務課長及び学第1052号学校教育課長通知に基づき、適正に処理されたい。

ケ 和歌山県立新翔高等学校

(ア) 庁舎等の緊急小規模修繕について、会社の社印及び代表者印が押印されていない見積書により支出負担行為の決裁を行っていたので、適正に処理されたい。

(イ) 平成23年度の通信運搬費(切手購入)の支出負担行為において、整理する時期が誤っていた事例があったので、適正に処理されたい。

コ 和歌山県立みくまの支援学校

私事旅行を含む出張において、私事により復路が夜間帰着になったことにより、旅費が過支給になっていた。

また、その他欄への帰庁日及び特記事項欄への往復旅費支給の記載がなされていないので、適正に処理されたい。

(3) 検討事項

東牟婁振興局新宮建設部

廃道敷地については、平成23年度末で5件が未処理となっているので、引き続き廃道敷地の現況に応じた適正な管理に努めるとともに、処理方針を決定している箇所について、処理を進められたい。

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。